

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の現状と課題

### 1. 用語の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、産業廃棄物(法令で指定されたもの)の処理責任は事業者にあります。本計画は、大分市内において、市民の生活及び事業活動などにより発生する一般廃棄物(以下、「ごみ」という。)を対象としています。

ごみ(資源物含む)の発生に関する用語は、図3-1-1、ごみ処理の流れに関する用語の定義は、資料-1に示すとおりです。

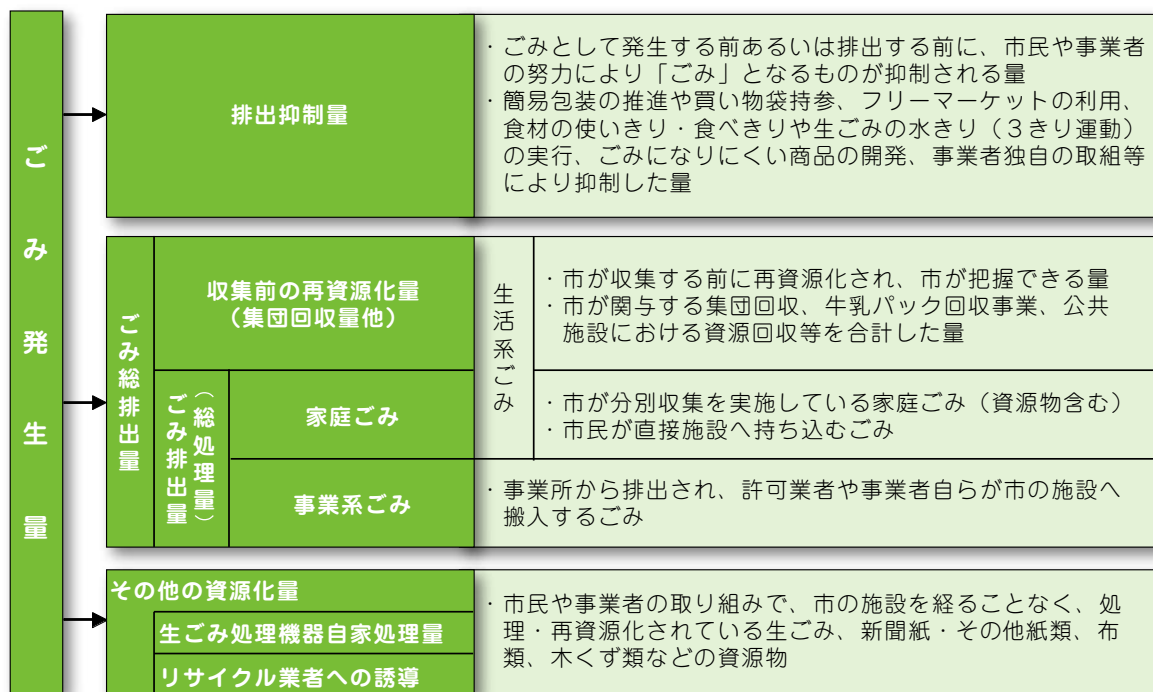


図3-1-1 ごみの発生に関する用語の定義

## 2. ごみの区分と収集運搬の状況

### (1) ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表3-1-1に示すとおりです。

家庭ごみの分別は、燃やせるごみ(可燃物)、燃やせないごみ(不燃物)、資源物、大型・一時的多量ごみを13種類に区分しています。

事業系ごみは、燃やせるごみ(可燃物)、燃やせないごみ(不燃物)の他、リサイクル可能物の、紙類、布類、木くず類に区分しています。

表3-1-1 ごみの分別区分(2018(平成30)年度)

区 分			ごみの種類	
家庭ごみ	1	燃やせるごみ(可燃物)	有料化対象	生ごみ、紙おむつ、食用油、ペットシート、紙くず、汚れた紙類 プラスチック(プラマークがないもの:バケツ、タッパ、ビデオテープ、CD、CDケース等)、汚れた布類、皮革、ゴム類、木、板 等
			有料化対象外	剪定枝、落ち葉、草花
	2	燃やせないごみ(不燃物)	金属類、ガラス類、陶磁器類 電子レンジ、食器洗い乾燥機、ヘアドライヤー、掃除機、コンロ、ストーブ、ファンヒーター 等	
	3	プラスチック製容器包装(資源プラ)	プラスチック(プラマークがあるもの:食品容器、レジ袋、発泡スチロール、ペットボトルのふた 等)	
	4	スプレー缶類	カセットコンロ用ガスボンベも含む	
	5	ライター類	使いきりタイプ、ガス充填タイプ	
	6	蛍光管・電球・水銀体温計		
	7	乾電池	使いきりタイプの物	
	8	缶・びん	食用・飲料用容器、ペットフード缶が対象	
	9	ペットボトル	飲料用・酒用・しょう油用ペットボトル	
	10	新聞類	新聞紙、折込チラシ	
	11	その他の紙類	本、雑誌類、段ボール、牛乳・ジュースの紙パック、印刷用紙、包装紙、封筒、手紙 等	
	12	布類	シャツ、セーター、洋服、シーツ、タオル、ふとんカバー 等	
13	大型・一時的多量ごみ	45リットルの袋に入らないごみ・一度に多量に出たごみ(剪定枝、落ち葉、畳、マット類、家具類、自転車 等)		
事業系ごみ	1	燃やせるごみ(可燃物)	生ごみ、茶殻、紙くず、汚れた紙類、刈り草 等	
	2	燃やせないごみ(不燃物)	木くず(リサイクルできないもの)、木製家具、剪定枝 等	
	3	リサイクルできる紙類	新聞紙、チラシ、段ボール、印刷用紙、包装紙、封筒、手紙 等	
	4	リサイクルできる木くず類	木材 等	

## (2) ごみの排出方法と施設使用料等

ごみの排出方法と施設使用料等は、表3-1-2に示すとおりです。

家庭ごみについては、2014(平成26)年11月から「家庭ごみの減量とリサイクルを推進すること」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性を図ること」を目的に、燃やせるごみ(可燃物)、燃やせないごみ(不燃物)を対象とした家庭ごみ有料化制度を導入しました。

表3-1-2 ごみの排出方法と施設使用料等(2020(令和2)年度)

区 分		ごみステーション への排出	施設への 持ち込み	施設使用料等																		
家 庭 ご み	1 燃やせるごみ(可燃物)	○	○	◆燃やせるごみ、燃やせないごみ ※指定ごみ袋の種類と手数料の額(10枚入り販売価格) <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>大袋</th> <th>中袋</th> <th>小袋</th> <th>特小袋</th> <th>ミニ袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>45ℓ相当</td> <td>30ℓ相当</td> <td>20ℓ相当</td> <td>10ℓ相当</td> <td>5ℓ相当</td> </tr> <tr> <td>価格</td> <td>315円</td> <td>210円</td> <td>140円</td> <td>70円</td> <td>35円</td> </tr> </tbody> </table> ※45ℓの袋に入らない大型・粗大ごみは、施設に直接持ち込むか、有料収集を依頼。 ◆燃やせるごみ、燃やせないごみ以外 ※45ℓ以内の透明または半透明の袋。 ◆施設への持ち込み ・10kgまでごとに35円(ただし、1回の搬入が350kgを超えるときは事業系ごみと同じ料金を適用。) ※剪定枝、落ち葉、草花、缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装(資源プラ)、蛍光灯等は、1回の搬入が350kg以内のときは、無料。 ◆大型・一時的多量ごみ及びコンクリート破片、土、瓦等の有料収集 ・1回につき 最低1,960円から ◆小動物の死骸 ・1体につき 710円	種類	大袋	中袋	小袋	特小袋	ミニ袋	容量	45ℓ相当	30ℓ相当	20ℓ相当	10ℓ相当	5ℓ相当	価格	315円	210円	140円	70円	35円
	種類	大袋	中袋		小袋	特小袋	ミニ袋															
	容量	45ℓ相当	30ℓ相当		20ℓ相当	10ℓ相当	5ℓ相当															
	価格	315円	210円		140円	70円	35円															
	2 燃やせないごみ(不燃物)	○	○																			
	3 プラスチック製容器包装(資源プラ)	○	○																			
	4 スプレー缶類	○	○																			
	5 ライター類	○	○																			
	6 蛍光灯・電球・水銀体温計	○	○																			
	7 乾電池	○	○																			
	8 缶・びん	○	○																			
	9 ペットボトル	○	○																			
	10 新聞類	○	× (リサイクル事業者へ)																			
11 その他の紙類	○																					
12 布類	○																					
13 大型・一時的多量ごみ	×	○																				
事 業 系 ご み	1 燃やせるごみ(可燃物)	×	○	◆施設への持ち込み 10kgまでごとに100円																		
	2 燃やせないごみ(不燃物)	×	○																			
	3 リサイクルできる紙類	×	× (リサイクル事業者へ)																			
	4 リサイクルできる木くず類	×																				

### (3) ごみの収集形態

家庭ごみの収集形態は、表3-1-3に示すとおりです。

本市は、13種類に分別された家庭ごみを8種類に区別して(表3-1-3参照)、4地区(大分地区、市内中心部の特定地域、佐賀関地区、野津原地区)を単位として収集運搬しています。

◆大分地区については、燃やせるごみ・燃やせないごみを、直営・委託業者で収集運搬しています。スプレー缶・蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池・ライター類及び大型・一時的多量ごみは、直営で収集運搬しています。(大型・一時的多量ごみについては特定地域を含む)

それ以外の缶・びん、ペットボトル、新聞類・その他紙類・布類及びプラスチック製容器包装は、委託業者で収集運搬しています。

◆特定地域では、大型・一時的多量ごみを除く全ての種類を委託業者で収集運搬しています。

◆佐賀関地区及び野津原地区は、全ての種類を委託業者で収集運搬しています。

また、家庭ごみの収集量の推移は、表3-1-4に示すとおりです。

家庭ごみ有料化制度導入(2014(平成26)年11月)以降、燃やせるごみ(可燃物)と燃やせないごみ(不燃物)は減少傾向にありましたが、2018(平成30)年度はわずかに増加しています。また、資源物のうちプラスチック製容器包装(資源プラ)については増加傾向にありましたが、横ばいとなっており、収集量全体では、2018(平成30)年度は前年度と比較してわずかに増加しています。

表3-1-3 家庭ごみの収集形態 (2018(平成30)年度)

種 類	収集回数	収集形態	収集方法	手数料
燃やせるごみ(可燃物)	1週間に2回	市直営・委託業者	ステーション収集 燃やせるごみ ステーション 11,280箇所	有料 <sup>※2</sup> (指定ごみ袋)
燃やせないごみ(不燃物)	4週間に1回			
スプレー缶・蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池等	4週間に1回			
プラスチック製容器包装(資源プラ)	1週間に1回	委託業者	燃やせないごみ ステーション 9,301箇所	無 料
缶・びん	2週間に1回			
ペットボトル	2週間に1回			
新聞類・その他紙類・布類	2週間に1回			
大型・一時的多量ごみ	随 時	市直営 <sup>※1</sup>	戸別収集	有 料

(備考)※1 佐賀関地区・野津原地区は業者委託。

※2 剪定枝・落ち葉・草花等は無料。

表3-1-4 家庭ごみの収集量の推移

(単位：t)

種 類	年 度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
燃やせるごみ(可燃物)		87,072	80,568	78,386	77,872	78,912
燃やせないごみ(不燃物)		5,006	3,927	3,869	3,898	3,980
スプレー缶・蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池等		242	229	233	243	237
プラスチック製容器包装(資源プラ)		2,809	3,222	3,236	3,252	3,252
缶・びん		4,187	4,326	4,189	4,138	3,980
ペットボトル		1,421	1,331	1,380	1,426	1,516
新聞類・その他紙類・布類		12,598	12,777	12,071	11,429	10,685
大型・一時的多量ごみ		(1,643)	(1,745)	(1,738)	(1,716)	(2,276)
合 計		113,335	106,381	103,364	102,258	102,562

(備考) 大型・一時的多量ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみに含まれています。

### 3. 現状の問題点と課題の整理

#### (1) ごみ排出量(総処理量)

##### 1) ごみ処理実績と目標達成の評価

2018(平成30)年度のごみ排出量は160.2千トン(918g/人・日)で現行計画の基準年度である2015(平成27)年度の158.3千トン(904g/人・日)と比較して増加しており、中間目標年度である2019(平成31)年度の目標値145千トン(829g/人・日)を15.2千トン(89g/人・日)上回っています。また、削減率(2015(平成27)年度比)は-1.2%で、中間目標の8.4%以上を大きく下回っており、目標達成は難しい見込みです。

なお、1人1日当たりごみ排出量(集団回収量他を含む)について、国の統計における直近年度(2017(平成29)年度)の全国及び大分県の平均と比較すると、本市(922g)は、全国平均(920g)より2g多く、県平均(936g)より14g少ない状況となっており、家庭ごみ有料化制度の導入などにより、ここ数年でその差は改善されています。

##### 2) 発生・排出抑制等の一層の推進

本市においても少子高齢化が進行し、人口減少社会を迎えており、ごみの発生・排出量も市全体としては自然に減少していくと思われませんが、市民一人ひとりが主体的にごみの減量に取り組んでいくことが何よりも重要です。

##### ① 家庭ごみ

家庭ごみは、2007(平成19)年度に分別区分を増やしたことから一旦減少した後、増加傾向にありましたが、2015(平成27)年度以降は、家庭ごみ有料化制度の導入などによって減少傾向にあります。

2018(平成30)年度の家庭ごみは107千トン、このうち燃やせるごみが82.3千トンで7割以上(76.9%)を占め、燃やせないごみは5千トン(4.7%)、資源物は19.7千トン(18.4%)となっています。

ごみ組成分析(資料-6参照)から燃やせるごみには17.4%、燃やせないごみには6%の資源物が混入しており、これら資源物の分別を徹底する必要があります。また、燃やせるごみの約半分(46.1%)を生ごみが占めていることから、水切りによる減量、生ごみ処理機器等による堆肥化等の普及促進のほか、未利用食材(手付かずのまま廃棄された食材:6.8%)などの本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスの削減(廃棄ゼロ)を目指すことが必要です。ごみ量を減少させるため、市民ぐるみの4R(リフューズ:発生回避、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再資源化)の取組を1つ1つ積み重ね、継続させる必要があります。

なお、家庭ごみ有料化制度については、改正条例の附則で、「3年ごとに施行の状況や、家庭ごみの発生状況等を勘案し、制度についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定しており、随時ごみ排出量の状況等を把握する中で課題等の整理を行い、3年ごとの検証・評価に基づき、制度の改善や継続の要否についても、総合的に検討を行っ

ていく必要があります。

### ② 事業系ごみ

事業系ごみのうち、燃やせないごみは、近年減少傾向にあります。燃やせるごみは、増加傾向にあります。

2018(平成30)年度の事業系ごみは53.1千トン、このうち燃やせるごみが51.9千トン(97.7%)でほとんどを占めており、燃やせないごみは1.2千トン(2.3%)となっています。

事業系ごみについても、分別を徹底するとともに、食品ロスや不要となるものの量をできるだけ少なくするなど、「4R」に基づく取り組みの中でもリフューズ(発生回避)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)を重点的に取り組む必要があります。

## (2) リサイクル率

### 1) ごみ処理実績と目標達成の評価

2018(平成30)年度の間接処理量は、139.2千トン(焼却：134千トン+破碎・選別等：5.2千トン)で、処理による資源化量は、11.1千トンとなっています。処理後の資源化量(11.1千トン)と資源化量(15.7千トン)、その他の資源化量(7千トン)を合計した総資源化量は33.9千トン、リサイクル率は20.2%(その他の資源化量も含めたごみ総排出量に対する総資源化量の割合)で、中間目標年度である2019(平成31)年度の目標値(29.5%)より9.3ポイント下回っており、目標達成は難しい見込みです。

なお、国の統計におけるリサイクル率の直近年度(2017(平成29)年度)の全国及び大分県の平均と比較すると、本市(24.0%)は、県平均(20.6%)より3.4ポイント、全国平均(20.2%)より3.8ポイント上回っています。

### 2) 再資源化の推進

#### ① 家庭ごみ

家庭ごみ有料化制度導入等により資源物の分別排出が定着しつつあり、再資源化の推進が図られていますが、さらに推進するため、資源物の分別の徹底に向けた啓発活動、集団回収の報償金対象品目の追加や基本額・単価の改定のほか、拠点回収や市の資源化施設などでの行政と民間の役割などについて検討する必要があります。

#### ② 事業系ごみ

リサイクル可能な紙類、木くず類、生ごみなど資源物の分別徹底と民間リサイクル業者による回収・再資源化の取り組みをより一層促進する必要があります。

また、事業系の燃やせるごみが増加傾向にあり、更なる分別の徹底、資源物のリサイクル業者への誘導を促進するためには、市の清掃工場の受入料金の改定についても併せて検討する必要があります。

一方、市庁舎等から排出される事業系ごみについては、市自らが大規模事業所ごみ減量推進のモデルとなるよう、引き続き職場単位でのごみ減量調査・計画策定、資源物の分別徹底、生ごみの減量・堆肥化等に努めます。



### (3) 最終処分率

#### 1) ごみ処理実績と目標達成の評価

2018(平成30)年度の中間処理後の最終処分量は12.3千トン(埋立量:11.5千トン+直接埋立量0.8千トン)で、最終処分率(総処理量に対する最終処分量の割合)は7.7%でした。基準年度である2015(平成27)年度(6.2%)より1.5ポイント上回っており、中間目標年度である2019(平成31)年度の目標値(4.3%)の達成は難しい見込みです。

なお、国の統計における最終処分率の直近年度(2017(平成29)年度)の全国及び大分県の平均と比較すると、本市(6.4%)は、県平均(7.2%)より0.8ポイント、全国平均(9.5%)より3.1ポイント下回っています。

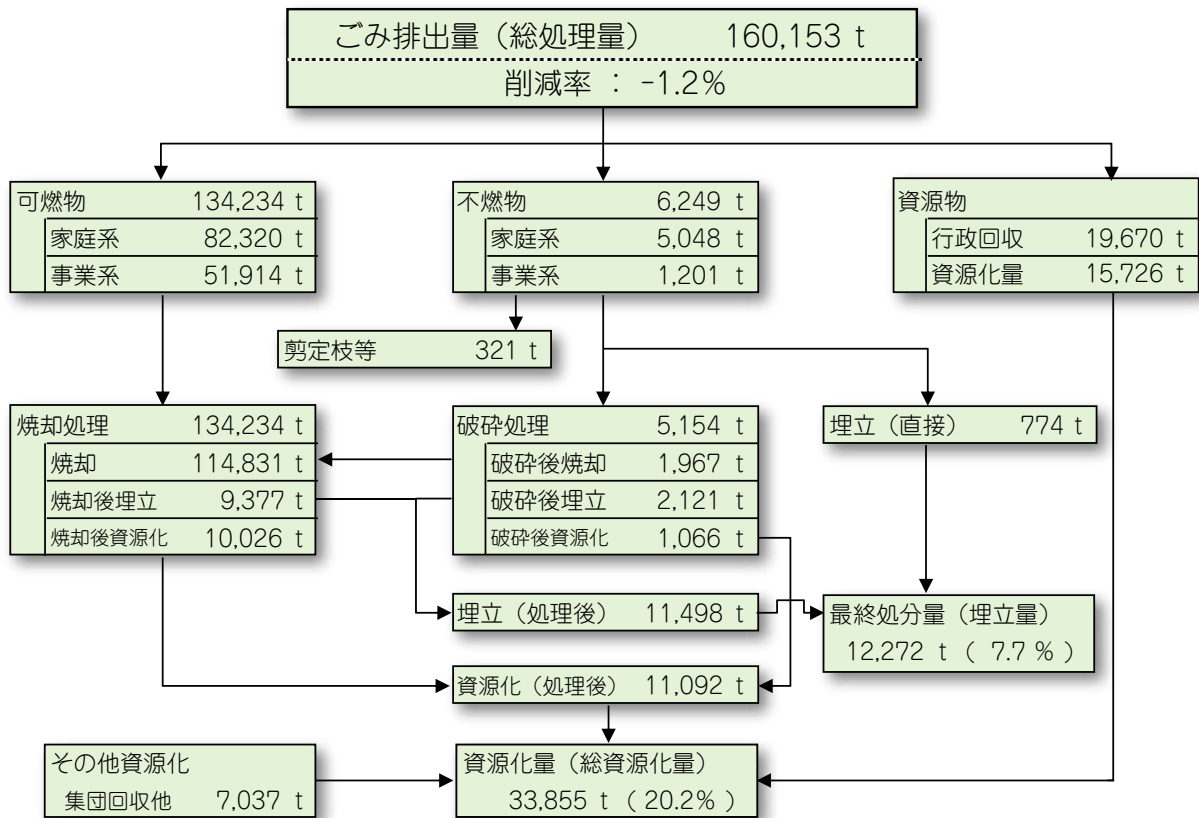
#### 2) 最終処分量の削減

削減対策の実施にあたっては、コスト面等も視野に入れつつ十分に検討するとともに一層の埋立量削減に向けた取り組みを進める必要があります。

表3-1-5 現行の計画目標と達成状況

区 分	年 度	2015(H27) 【基準年度】	2018(H30) 【現状】	2019(H31) 【中間目標年度】	評価
ごみ排出量(t) (総処理量)		158,298	160,153	145,000	未達成
1人1日当たり ごみ排出量(g/人・日)		904	918	829	未達成
削減率(% (2015(平成27)年度比)		—	-1.2	8.4以上	未達成
リサイクル率(%)		21.9	20.2	29.5以上	未達成
最終処分率(%)		6.2	7.7	4.3以下	未達成





（備考） 1 削減率(-1.2%)=(H27年度の総処理量158,298t-総処理量160,153t)÷(H27年度の総処理量158,298t)×100  
 2 焼却134,234tは、破碎後焼却1,967tを含む  
 3 リサイクル率(20.2%)=(資源化量33,855t)÷(総処理量160,153t+その他資源化7,037t)×100  
 4 最終処分量率(7.7%)=(最終処分量12,272t)÷(総処理量160,153t)×100

図 3-1-2 ごみ処理・処分フロー（2018（平成30）年度）

#### （4）収集運搬体制の確保

##### 1) 排出マナーの徹底

廃棄物を適正に処理していくため、ごみの分別などの排出マナーの徹底に向け、実効性のある啓発活動に取り組む必要があります。

##### 2) 安全で適正な排出方法の指導啓発

不適正な排出方法が原因と思われる車両や清掃工場の火災事故を防止するため、安全で適正な排出方法について、継続的で実効性のある指導啓発活動に取り組む必要があります。

##### 3) 委託業務の遂行に向けた指導育成監督

家庭ごみの収集運搬にあたっては、迅速かつ安全な作業による確実な即日収集と、ごみステーションの環境維持に向けた市民との信頼関係の構築が重要であることから、民間委託の拡大に伴い、そうした対応を委託業者が行うことができるよう、市として常に指導育成監督に取り組む必要があります。

#### 4) 生活介助を要する市民への収集支援

生活介助を要する高齢者や障がい者等にとって、ごみの分別の細分化に対応できない事態やごみステーション等指定場所に排出できない事態が、今後多く生じることが予想されます。このようなことから市民への収集支援について検討する必要があります。

#### 5) 在宅医療廃棄物の収集運搬

在宅医療廃棄物のうち、感染性の高い廃棄物については、医療機関での回収の徹底を図るとともに、排出者に対して鋭利・非鋭利な廃棄物の排出方法について周知徹底を図る必要があります。

#### 6) 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみについては、事業者自ら、あるいは許可業者によって、市の処理施設や処分業許可業者の処理施設に搬入していますが、ごみの減量及び適正処理を行うための指導や無許可業者への指導を強化する必要があります。

また、越境ごみ阻止のため、許可業者への指導はもとより近隣の市町との連携を図る必要があります。

### (5) ごみ処理施設

本市のごみ焼却施設(福宗清掃工場、佐野清掃工場)と再資源化施設(リサイクルプラザ)は、各施設とも老朽化が進行しており、設備の故障による施設整備が増加するなど、ごみの適正処理に支障を及ぼすことが懸念され始めていることから、計画的な施設整備を行うことが必要となっています。

このようなことから、本市ではこれまでの臼杵市、竹田市、由布市に、大分都市広域圏の構成市である津久見市及び豊後大野市を加えた6市の一般廃棄物の広域処理を行うことを前提とした「一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定しました。

この計画では、ごみ焼却施設(新清掃工場)の処理体制を1工場体制とし、本市、由布市、臼杵市の不燃ごみ等を処理する再資源化施設(新リサイクルセンター)とともに2027(令和9)年度を稼働開始目標年度とすることを定めています。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1. ごみ処理の基本理念

私たちが生活し事業活動を行う限り、ごみは発生します。社会経済活動の拡大や快適で便利な生活は大量生産・大量消費を引き起こし、私たちは環境に過大な負荷を与え続けています。

特に、食品ロス量の削減や海洋に流れ出るごみの対策については、国連サミットで策定された「持続可能な開発のための目標(SDGs)」のターゲットの1つとなるなど、国際社会全体で取り組むべき課題となっています。

このようななか、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ手渡すためには、地球温暖化対策の観点も踏まえ、限りある資源を有効に活かす循環型の社会づくりに取り組まなければなりません。

そのため、次のことを基本理念とし、計画を推進します。

**みんなの工夫と実践で、環境負荷を一層低減し、  
循環型社会の実現を目指す**

### 2. ごみ処理の基本目標

ごみ処理の基本理念のもと、次の2つを基本目標とします。

#### 基本目標1

**一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち**

一人ひとりが常に環境や資源(物、エネルギー)について考え、市民・事業者・行政それぞれが、ごみにしない工夫や、ごみを減らす努力(リフューズ、リデュース)を実践し、積極的に再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)に取り組むことで、ごみの発生が少なく、排出された資源物が有効かつ適正に利用される4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の進んだまちを目指します。

#### 基本目標2

**環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち**

ごみの分別が定着し、ごみを安定的に収集する体制や、ごみを可能な限り再資源化すると同時に、性状に合わせた適正な処理ができる体制が整備され、不法投棄等がない良好な生活環境が保たれている自然共生型の潤い豊かなまちを目指します。

### 3. ごみ処理の数値目標

ごみ処理に関する数値目標については、次のとおりです。

#### (1) 排出抑制(削減率)

数値目標

ごみ排出量(総処理量)を2018(平成30)年度に比べ、2029(令和11)年度に約7.8%以上削減することを目標とします。

ごみ排出量(総処理量)については、家庭ごみは有料化制度の導入等により減少傾向にあるものの、事業系ごみは増加傾向にあることから、市民・事業者・行政が一体となってより一層の排出抑制に取り組んでいくこととします。

総処理量の削減目標としては、現状の2018(平成30)年度(基準年度)160千トンに対して、目標年度の2029(令和11)年度までに12千トン削減し、148千トン(削減率:7.8%)とすることを目標とします。なお、中間年度の2024(令和6)年度には、153千トン(削減率:4.2%)を中間目標として位置付けます。

これを1人1日当たり排出量で表わすと、2018(平成30)年度(基準年度)の918gに対して、中間目標の2024(令和6)年度までに880g(削減量:38g)、目標年度の2029(令和11)年度までに更に29g削減して、851g(削減量:67g)となります。

区分	年度	2018(平成30)年度 基準年度	2024(令和6)年度 中間目標	2029(令和11)年度 目標
人口(人)		477,858	477,900	475,431
ごみ排出量(t)		160,153	153,465	147,647
(総処理量)	家庭系	107,038	102,473	98,402
	事業系	53,115	50,992	49,245
1人1日当たり(g)		918	880	851
	家庭系	614	587	567
	事業系	304	292	284
削減率 (2018(平成30)年度比)		—	4.2%	7.8%

(備考)四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

$$(注)削減率(\%) = \frac{\text{総処理量(2018(平成30)年度)} - \text{総処理量}}{\text{総処理量(2018(平成30)年度)}} \times 100$$

目標達成については、家庭ごみ、事業系ごみのそれぞれにおいて関係主体のもと、次に示すような日々の実践が重要になります。

### 1) 家庭ごみの排出抑制

家庭ごみ1人1日当たり排出量を、現状(2018(平成30)年度)の614gから、2024(令和6)年度までに27g削減して587g(中間目標)を目指し、さらに2029(令和11)年度までに20g、合計では47g(2018(平成30)年度比)削減して、567g(目標)を目指します。



家庭ごみ削減の目安・取り組み事例は、以下のとおりです。

#### ◆リフューズ(発生回避)・リデュース(発生抑制)

- ・レジ袋を断る。〈1枚：約5～7g〉
- ・過剰包装を断る。〈包装紙1枚：約10～40g〉
- ・割り箸を貰わない。〈1膳：約4～5g〉
- ・使い捨ておしぼりを貰わない。〈1枚：約5g〉
- ・量り売り、バラ売り商品を選ぶ。
- ・エコクッキング、リポベジにチャレンジする。
- ・食べ残しをなくす。〈ごはん茶碗1杯：約150g, 食パン6枚切り1枚：約60g〉
- ・食品を買いすぎない。〈じゃがいも1個：約100g, トマト中玉1個：約150g〉
- ・フードバンクを活用する。
- ・生ごみの水分を切る。〈1世帯1日当たり：約40g〉
- ・ティーバッグの水分を切る。〈1個：約10g〉
- ・詰め替え可能な商品を購入する。〈シャンプーボトルと詰め替えパックの差：約40～80g〉

#### ◆リユース(再使用)

- ・レンタル品や中古品を利用する。(レンタル・リユースショップ等の利用)
- ・まだ使えるものは、必要としている人に譲る。(フリーマーケット等の利用)
- ・びんやペットボトル等の容器類は再使用する。

#### ◆リサイクル(再資源化)

- ・食品トレイを店頭回収へ出す。〈1枚：約3～4g〉
- ・牛乳パックを店頭回収へ出す。〈1リットル容器1枚：約30～40g〉
- ・ペットボトルを資源回収に出す。〈2リットル1本：約60g, 500ml1本：約20～30g〉
- ・菓子の空き箱を資源回収に出す。〈1箱：約30～40g〉
- ・新聞やチラシを集団回収に出す。〈1日分：約180g〉
- ・空き缶を集団回収に出す。〈1缶：スチール缶約30g, アルミ缶約20g〉

## 2) 事業系ごみの排出抑制

事業系ごみは、業態や事業所の規模によって排出量に大きな差があることから、1人1日当たりではなく、減量割合(削減率)で示すことにします。なお、事業所の取り組みとしては、資源物の分別排出(リサイクル業者への委託)が主体になるものと考えられますが、食品ロスの削減など、排出抑制の取り組みも推進する必要があります。

現状(2018(平成30)年度)の排出量に対して、2024(令和6)年度までに約4%の削減を目指し、さらに2029(令和11)年度までに2024(令和6)年度比で約3%の削減(2018(平成30)年度比約7%の削減)を目指します。



事業系ごみ削減の目安・取り組み事例は、以下のとおりです。

### ◆リフューズ(発生回避)・リデュース(発生抑制)

- ・できるだけごみが発生させない商品づくり・販売。(詰め替え用商品の促進)
- ・過剰包装の自粛、包装の簡素化。〈包装紙1枚：約10～40g〉
- ・マイバッグ持参の推奨。〈レジ袋1枚：約5～7g〉
- ・昼食など使い捨て容器を使用しない。
- ・ミスコピー紙、使用済みメモ用紙は裏面も使う。
- ・電子回覧など、ペーパーレス化の促進。
- ・量り売り、バラ売りの促進。
- ・フードバンクを活用する。
- ・食べ残しを減らす取り組みの推奨(食べきり運動のよびかけ、提供サイズの調整など)

### ◆リユース(再使用)

- ・ファイルなど繰り返し使用できる事務用品は再使用する。
- ・新品でなくてもよいものは中古品を購入する。
- ・備品など修理して使えるものは捨てずに修理して使う。

### ◆リサイクル(再資源化)

- ・OA用紙をリサイクル業者回収に出す。〈A4サイズ 500枚：約3kg〉
- ・機密書類等シュレッダーくずをリサイクル業者回収に出す。〈45ℓ袋：約3kg〉
- ・新聞やチラシをリサイクル業者回収に出す。〈1紙分：約180g〉
- ・段ボールをリサイクル業者回収に出す。〈1枚：約0.5～1kg〉
- ・生ごみ(動植物性残さ)をリサイクル業者回収に出す。〈45ℓ容器：約20kg〉
- ・木くず類、布類をリサイクル業者回収に出す。

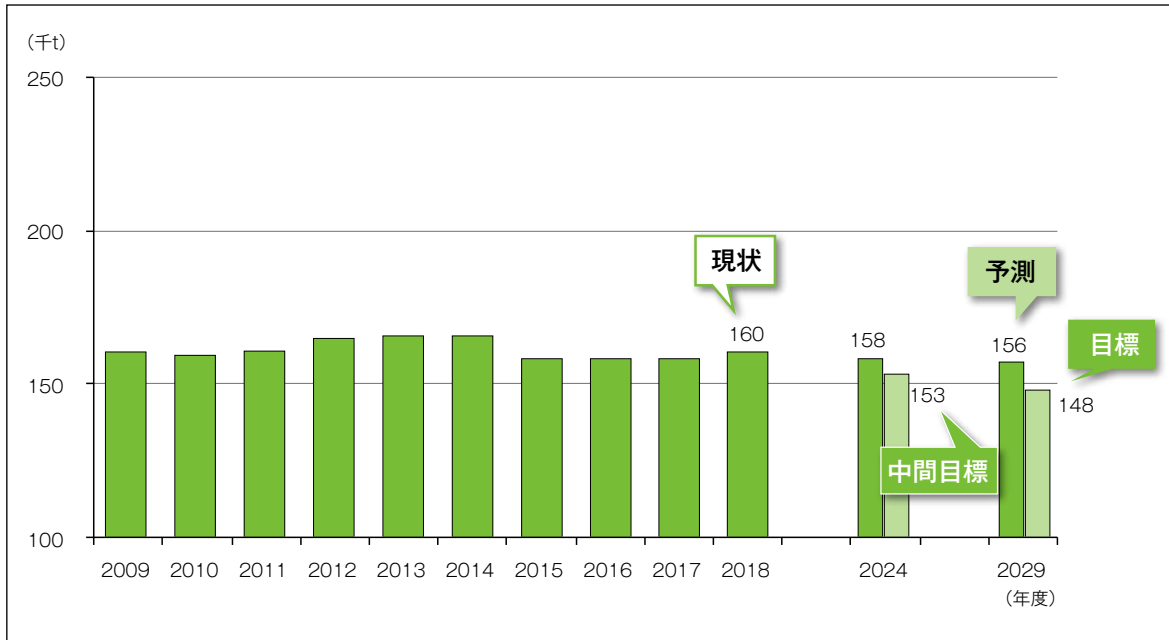


図3-2-1 ごみ排出量（総処理量）の将来予測と目標値

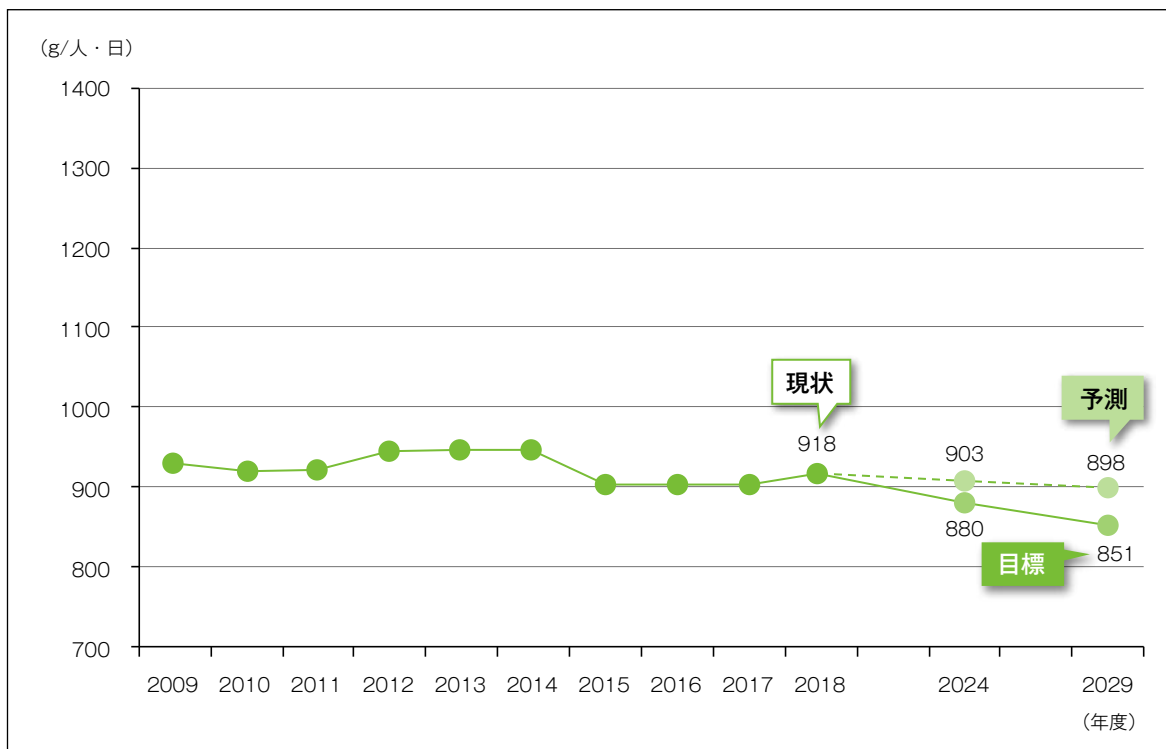


図3-2-2 1人1日当たりごみ排出量（総処理量）の将来予測と目標値

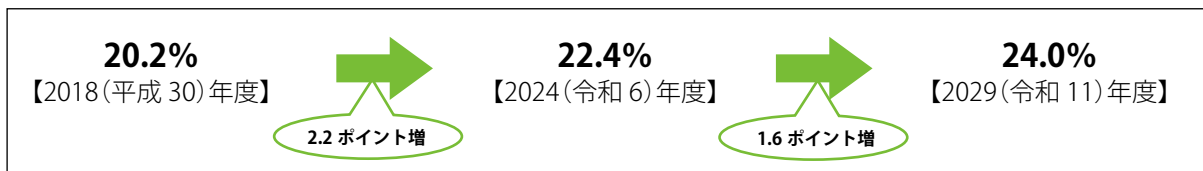


(2) リサイクル率

数値目標

リサイクル率を2018（平成30）年度20.2%から  
2029（令和11）年度24.0%以上に引き上げることを目標とします。

本計画では、市民、事業者による排出抑制の取り組みや資源物の分別排出の徹底、市の処理施設での処理後再資源化（焼却灰のセメント化等）を進めることで、リサイクル率を現状（2018（平成30）年度）の20.2%から、2024（令和6）年度までに2.2ポイント（2,609トン）増加の22.4%を目指し、さらに目標年度の2029（令和11）年度までに1.6ポイント（1,433トン）増加させ、24.0%以上とすることを目標とします。



区分	年度	2018(平成30)年度 基準年度	2024(令和6)年度 中間目標	2029(令和11)年度 目標
総処理量 (t)		160,153	153,465	147,647
総資源化量 (t)		33,855	36,464	37,897
資源化量 (t)		15,726	15,318	14,753
処理後資源化量 (t)		11,092	12,140	12,910
その他の資源化量 (t)		7,037	9,006	10,234
集回収量等 (t)		4,211	4,112	3,910
リサイクル業者への誘導 (t)		2,826	4,894	6,324
リサイクル率 (%)		20.2%	22.4%	24.0%

(注) リサイクル率(%) =  $\frac{\text{総資源化量}}{\text{総処理量} + \text{その他の資源化量}} \times 100$

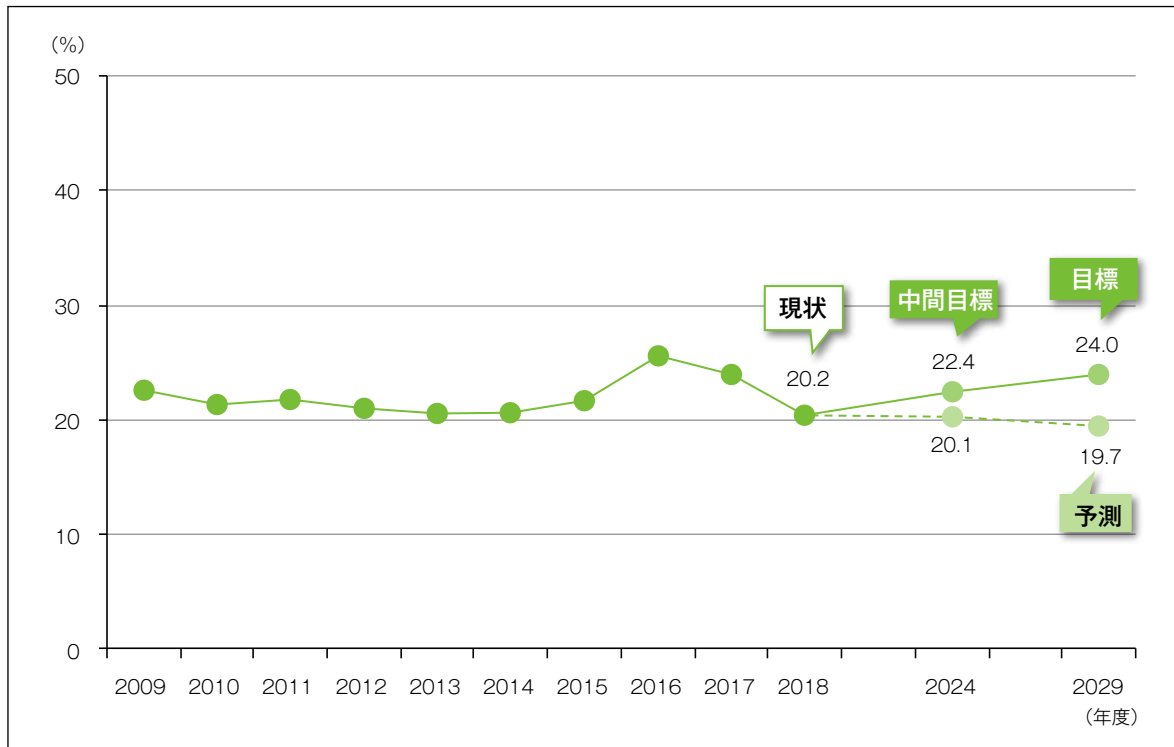


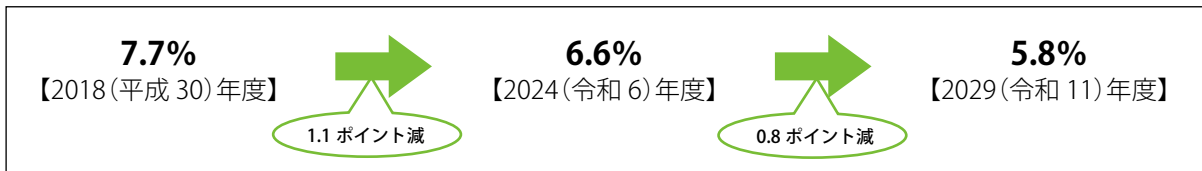
図3-2-3 リサイクル率の将来予測と目標値

(3) 最終処分率

数値目標

最終処分率を2018(平成30)年度7.7%から  
2029(令和11)年度5.8%以下に引き下げることを目標とします。

本計画では、市民、事業者によるごみ排出抑制の取り組みや資源物の分別排出の徹底、市の処理施設での再資源化を進めることで、最終処分率を現状(2018(平成30)年度)の7.7%から、2024(令和6)年度までに1.1ポイント(2,106トン)減となる6.6%を目指し、目標年度の2029(令和11)年度までにさらに0.8ポイント(1,637トン)減少させ、5.8%以下とすることを目標とします。



区分	年度	2018(平成30)年度 基準年度	2024(令和6)年度 中間目標	2029(令和11)年度 目標
総処理量(t)		160,153	153,465	147,647
最終処分量(t)		12,272	10,166	8,529
最終処分率(%)		7.7%	6.6%	5.8%

$$(注) 最終処分率(\%) = \frac{\text{最終処分量(埋立量)}}{\text{総処理量}} \times 100$$

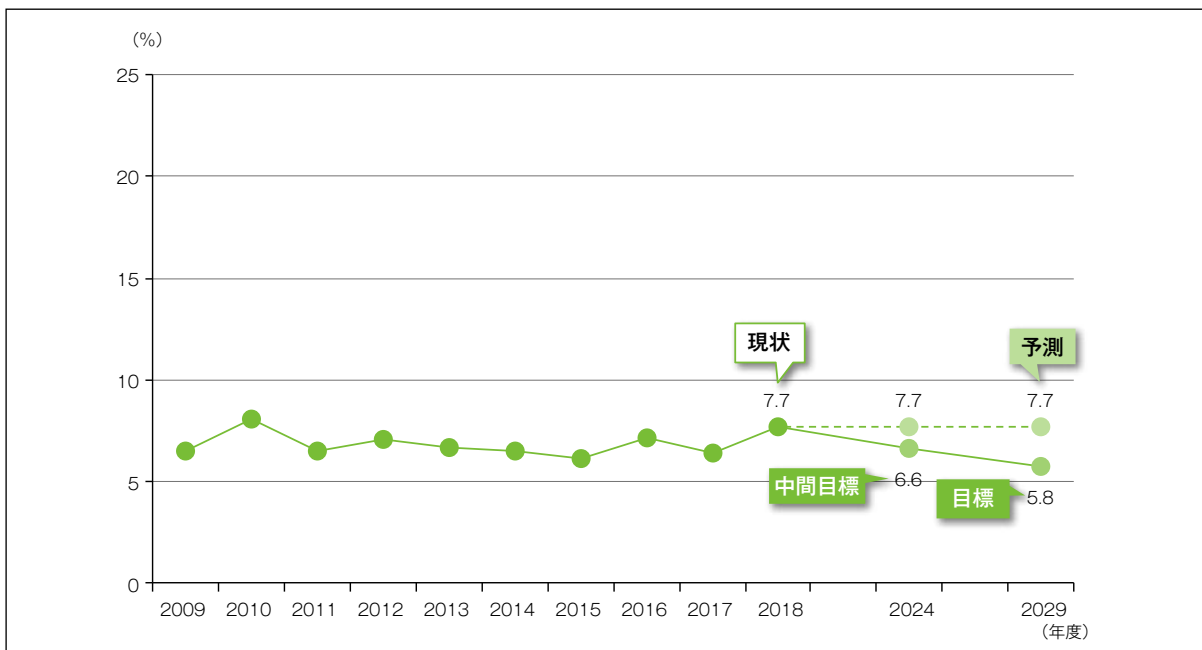


図3-2-4 最終処分率の将来予測と目標値

### 第3節 基本目標1における個別計画

#### 基本目標1

一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち



#### 第1項 4R推進計画

##### 1. 目標達成に向けた基本方針

ごみの排出抑制や再資源化を推進するためには、生産・流通・消費などの経済活動の過程において、不要となるものの量をできるだけなくし、不要となったものはできるだけ資源として再生・再利用することが重要です。

これらのことを実現するには、市民・事業者・行政が「4R」を認識し、それぞれの役割と責務を自覚し、一体的に「4R」に基づく取り組みを推進していく必要があります。

#### 「4R」とは

4Rは、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの頭文字をとったものです。4Rに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却等による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(循環型社会)を作ろうとするものです。

なお、国や地方自治体の多くは3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進していますが、本市では、3Rにリフューズを加えた4Rを推進しています。

<p><b>Refuse</b>：リフューズ(発生回避) ごみになるものを家庭等に持ち込まないという考え方</p>	<p>マイバッグなどを持参し、レジ袋は断る。 余計なものは買わない、使わない、貰わない。</p>
<p><b>Reduce</b>：リデュース(発生抑制) ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていくという考え方</p>	<p>使い捨てのものは買わず、詰替え品を選ぶ。 きちんと計画を立てて、必要な量だけ買う。 長持ちするものを選んで買う。</p>
<p><b>Reuse</b>：リユース(再使用) 不要なものが出て、そのまま使えるものならば繰り返し使用し、ものの寿命を最大限に活かすという考え方</p>	<p>再使用できる容器を使ったものを買う。 不用になったものは、必要とする人に使ってもらう。</p>
<p><b>Recycle</b>：リサイクル(再資源化) 再使用できなくて、ごみになる場合は、正しく分別し、資源として再生するという考え方</p>	<p>不用品(ごみ)は、資源としてリサイクルする。 リサイクル製品を使う。</p>

## 2. 目標達成に向けた具体的施策の展開

### (1) 「4R」への意識改革

#### 1) リフューズ・リデュース・リユースを軸とした「4R」の啓発

「4R」の取り組みにおいて、リサイクルだけでなく、リフューズ・リデュース・リユースにも重点を置いたライフスタイルやビジネススタイルを市民・事業者・行政が進めていくことが大切です。

「4R」のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すため、あらゆる機会を活用して、「4R」に関する情報発信の充実を図るとともに、啓発や環境教育・学習を推進し、市民、事業者、行政の意識改革を進めます。

##### ① 「4R」やごみに関する情報提供

「4R」やごみの排出状況などの情報を、本庁・各支所などでの掲示や市報への掲載、市公式アプリ「いいやん!おおいた」や市ホームページにより提供するとともに、新聞、テレビ、パンフレット等、様々な広報媒体や新しい情報スキルを活用し、適切なタイミングで積極的に提供していきます。また、情報は、幅広い世代の市民にわかりやすく伝わるよう努めます。

##### ② 「大分エコライフプラザ」の機能強化

「大分エコライフプラザ」では、ごみ減量に関する啓発や情報発信のほか、リサイクルやリユースの体験教室の開催、古着とおもちゃのリユースコーナーの設置などの取り組みを行っています。今後も、「4R」に対する意識が高まるよう、幅広い年齢層をターゲットとした啓発や情報発信の拠点としての機能強化を図ります。

#### 2) 環境教育・学習の充実

対象年齢や目的に合わせて、ごみ減量・リサイクルへの具体的な手法や情報について、「4R」への関心を高めるため多様な環境教育・学習のプログラムを提供していきます。

##### ① 幼稚園、小・中学校などにおけるごみ環境教育の充実

ごみ問題の意識改革には子どものころからの教育が重要なことから、未就学児を対象とした紙芝居や小学校4年生の清掃工場見学など、成長段階に応じた実践型の「ごみ環境教育」の充実を図ります。

##### ② 自主的環境教育・学習の推進及び支援

「4R」への関心を高めるため、地域の住民団体や事業所などでの自主的学習会の開催を推進するとともに、情報の提供や講師派遣などの活動支援を行います。

#### 3) 双方向の情報交流

循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、市から一方的に情報を提供するのではなく、まちづくり出張教室や懇談会の開催など、市民や事業者の意見を反映させるための双方向の情報交流を図ります。

### 4) 事業者に対する指導・啓発

事業者に対しては、自己処理を促進するための施策を推進します。指導・啓発にあたっては、「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」を活用し、学習会の開催、経済団体等との連携強化など啓発活動の充実を図ります。

#### ① 排出事業者への指導の徹底・強化

清掃工場に搬入される事業系ごみの中には、リサイクルできる紙類や産業廃棄物が多く混入していることから、排出事業者に対して、適正な分別方法やごみの減量化に関するチラシの配布、市報や市ホームページでの広報などの啓発活動を積極的に行うとともに、清掃工場における搬入物検査に基づく指導を強化します。

#### ② 大規模事業所ごみ減量推進事業の推進

大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定し、事業系ごみの減量を推進しています。各事業者から提出された減量計画書などに基づくごみの排出状況の実態把握に努め、ごみの減量と適正処理に関する指導を行うとともに、「4R」の取り組みの啓発を行います。また、模範となる取り組みを行っている事業所を表彰し広報することにより、取り組みの広まりを図ります。

#### ③ エコショップ認定事業の推進

「大規模事業所ごみ減量推進事業」に該当しない小売店舗等をエコショップとして認定し、事業系ごみの減量を推進しています。認定事業所の特徴的な取り組みの紹介や表彰を行うことにより、取り組みの広まりを図ります。

## (2) リフューズ・リデュースの推進

市民には、ごみそのものを発生させない(リフューズ)、出さずに減らしていく(リデュース)取り組みを、製造・販売事業者には、市民の取り組みを促進する事業活動の実施を働きかけます。

### 1) 生ごみの減量

#### ① 「3きり運動」の推進

家庭から排出される「燃やせるごみ」には多くの生ごみが含まれています。生ごみの減量を図るため、市民へは食べ残しや未利用食材をできるだけ排出しないよう、購入した食材は使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり運動」を推進します。

また、事業者に対しても「3きり運動」を働きかけるとともに、食品リサイクル法に基づく取り組みを要請し、事業系の生ごみの減量を推進します。

#### ② 食品ロスの削減

家庭などから排出される生ごみには、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスが含まれていることから、生ごみに占める食品ロスの割合の把握に努めるとともに、食品ロスの削減のため、「3きり運動」の推進とあわせ、フードバンクの取り組み

などとの連携を図ります。また、食品ロスの削減は経済的損失、食育、貧困問題などの多岐にわたる社会的課題の解決にもつながることから、関係部局間での情報共有や連携を図ります。

### ③ 生ごみ処理機器等の使用の促進

処理機器(コンポスト・ボカシ容器、生ごみ処理機器、段ボールコンポスト)等の普及に努め、生ごみの減量化を図ります。また、コンポスト・ボカシ容器を上手に利用してもらうため、訪問指導や普及講習会を開催します。

飲食店やホテル等は大量の生ごみを排出していることから、業務用の生ごみ処理機器等の利用を促し生ごみ減量化を図ります。

## 2) ごみになるものを買わない努力

### ① ライフスタイルの見直し

ごみを出さない方策として、「不要なものは断る」、「安易に使い捨て商品を選ばない」、「過剰包装は辞退する」、「マイバッグを持参する」、「マイボトルを携帯する」、また、「ものを大切に長く使用する」、「壊れたら修理して使用する」など、ライフスタイルを見直す運動を展開します。

### ② 流通・小売業者による過剰包装等の自粛

小売店などでは、トレイやラップを使用し過剰包装となっている商品が見受けられることから、消費者団体等と連携し、事業者へ過剰包装の自粛をするよう働きかけるとともに、生鮮食品などのばら売り、量り売りの普及拡大も働きかけていきます。また、レジ袋の削減のための協力を求めています。

## 3) ごみ減量と処理費用負担の適正化

### ① 家庭ごみ有料化制度の周知

家庭ごみ有料化制度は、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に2014(平成26)年度から市内全域を対象に実施しています。

本制度の導入により、ごみ排出量の削減や市民意識の高揚など一定の効果が現れてきています。引き続き本制度の趣旨等の周知を図るとともに、ごみ減量・リサイクル推進施策の一層の充実に努めます。

また、随時ごみ排出量の状況等を把握する中で、課題等の整理を行い、3年ごとの検証・評価に基づき、制度の改善や継続の可否についても総合的に検討を行います。

### ② 施設使用料の見直し

ごみ処理施設の使用料について随時に見直しを行い、近隣のごみ処理施設との調整を図り、費用負担の適正化に努めます。

## (3) リユースの推進

近年、フリーマーケットや古着・古本屋などの中古市場が確立されています。市民がリユースに取り組みやすいよう、情報提供や「大分エコライフプラザ」の機能強化を図ります。



また、リユースに関する情報提供、啓発、イベント・フリーマーケットの開催などについて、事業者、NPO、地域団体等が、連携して取り組める体制づくりを構築します。

### 1) 活動の支援と情報発信

#### 不用品の再使用・再利用の活動の支援

フリーマーケットや不用品の交換、リユースショップの活用などに関する情報提供を行うとともに、市民が気軽に取り組める場として、「大分エコライフプラザ」において、おもちゃの交換会やおもちゃの修理コーナー、フリーマーケットなどを開催し、市民による活動の支援を行います。

### 2) 古着・おもちゃ等と自転車・家具等の再使用の拡充

#### ① 古着・おもちゃ等の再使用

「大分エコライフプラザ」において、古着とおもちゃのリユースコーナーを設置し、不用となったものの譲り受けと希望する市民への譲り渡しを行っています。今後も取り扱い品目の拡大を図るなど、リユースを推進します。

#### ② 自転車・家具等の再使用

ごみとして排出されたものが、少しの手を加えることで再使用できることを実感してもらうため、「大分エコライフプラザ」において、自転車・家具等の再生工房の見学や再生品の展示・譲渡を行っています。また、再生品の展示・譲渡会を中心市街地で開催するなど、リユースの普及啓発に努めます。

### 3) リユース容器の活用

リユース容器である一升びん等のガラス容器は、何度も、繰り返し利用ができ、また、使い捨て容器に比べ、環境負荷が低いことから、市民や飲料製品の販売事業者に対して、リユース容器の活用ができないか働きかけていきます。

## (4) リサイクルの推進

市は、分別収集の徹底を進めるとともに、回収した資源の再商品化の価値を高めるための品質向上に取り組めます。市民は、リサイクルを進めるための集団回収や拠点回収を積極的に利用し、これまで以上に分別回収の徹底に取り組めます。

### 1) 集団回収等の拡大

#### 有価物集団回収運動の促進

有価物集団回収運動は、回収物の質が高く、参加者のリサイクル意識も向上するなど、ごみ減量・リサイクルを推進するうえで大きな成果を上げているとともに、地域のコミュニケーションづくりにも貢献しています。

今後も、クリーン推進員をはじめ地域の方の協力のもと、回収団体の育成や団体数と回収量の増加に向けた取り組みを進めます。

## 2) 拠点回収等の直接資源化の促進

### 拠点回収(回収品目・方法等)の充実

牛乳やジュースなどの紙パックや小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電は、支所等で拠点回収を行っています。

より多くの市民に利用されるよう情報の提供や啓発に努めるとともに、効率的な回収方法・拠点づくりや新たな回収品目についても検討します。

## 3) 分別回収の徹底

リサイクルの推進には、正しく分別して排出することが必要なことから、市報やホームページなどでの啓発をはじめ、地域での「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」の開催などを通じて分別の徹底を図ります。

「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「新聞類・その他紙類・布類」などの資源物については、回収する資源物の品質の向上を図り、再商品化の価値を高めるなど、さらなる再資源化量の増加に向けて取り組みます。

### ① 分別の徹底等に向けた啓発活動の充実

資源物が確実にリサイクルされ有効に利用されるには、適正な分別の徹底とごみの排出モラルの向上が求められます。

そのため、「家庭ごみ分別事典」や市報内特集ページ「リサイクルおおいた」など、ごみの分別収集とリサイクルに関する普及啓発用の冊子などを市民や市内転入者に配布するとともに、分別収集の周知・定着、排出モラルの向上を図るための効果的な啓発活動を行います。

### ② 資源物の持ち去り対策

これまでの取り組みにより、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為や通報は減少してきています。今後も、市報などによる広報やクリーン推進員との連携を強化して計画的なパトロールを実施することにより、資源物の持ち去り行為の防止に努めていきます。

また、有価物収集団体との識別のため、有価物回収ステーションの把握や資源物持ち去り禁止看板の設置及び取り換えを行います。

## 4) グリーン購入等

環境への負荷の低減などを目的に制定されたグリーン購入法の趣旨を踏まえ、引き続き、行政自ら積極的にリサイクル製品の利用に取り組むとともに、市民や各事業所への普及拡大に努めます。

## 5) 剪定枝の資源化について

家庭から排出される剪定枝について、再資源化に引き続き取り組みます。

### 6) 事業系ごみのリサイクルの促進

#### ① 食品廃棄物のリサイクルの推進

食品リサイクル法により、食品関連事業者によるリサイクルが推進されていますが、主務大臣による勧告・命令の対象外の事業者についても、自主的にリサイクル活動を推進してもらえるよう働きかけます。

#### ② 剪定枝等のリサイクル

公園内の樹木、街路樹、造園事業者から排出される剪定枝等の再資源化に引き続き取り組みます。

#### ③ 公共施設からの資源物回収

市庁舎等の公共施設から排出される「新聞紙・雑誌・段ボール・電算用紙・使用済みコピー用紙・機密文書・缶・びん・ペットボトル」を資源物として回収しています。

今後も、職員への分別方法の周知徹底を行うなど、行政自ら再資源化に積極的に取り組みます。

また、その成果を活用し、各事業所へ普及拡大を図ります。

### 7) 拡大生産者責任（EPR）の推進

事業者は、拡大生産者責任（EPR）の趣旨に基づき、廃棄物の発生抑制や適正なリサイクル・処分に資するように製品の設計・使用後の引き取りなどを行うことが求められています。

市としても、全国市長会や全国都市清掃会議を通じて国に要望するなど、他の自治体や各種団体とも協力して、引き続き、国並びに生産者及び販売者へ拡大生産者責任に基づく措置を取るよう働きかけていきます。

### 8) 各種リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法等、各種リサイクル法へ適切に対応します。

○4R推進計画の目標達成に向けた主な取り組みを主体別にまとめたものです。

## 市民

- 「使いきり」「食べきり」「水きり」の「3きり運動」を実践する
- フードバンクを活用する
- ごみになるものを買わない、貰わない      ○使い捨てのものを使用しない
- ものを大切に長く使用する      ○小型家電や紙パック類は拠点回収を利用する
- 不用品の再使用・再利用をする      ○フリーマーケットに参加する
- 古着・おもちゃ・自転車・家具等の再使用をする      ○リユース容器を利用する
- 有価物集団回収運動に参加する      ○生ごみの堆肥化に取り組む
- リサイクル製品を購入する      ○環境教育や懇談会等に参加する
- 自主的に環境学習会を開催する

## 事業者

- レジ袋等過剰包装等を自粛する
- 業務用生ごみ処理機器等の使用により生ごみを減量する
- ごみの分別などの排出ルールを徹底する      ○ごみ減量を推進する
- 飲食店等を中心とした「食べきり」など「3きり運動」に取り組む
- フードバンクを活用する
- 食品廃棄物のリサイクルに取り組む      ○グリーン購入を行う
- 剪定枝の資源化を図る
- 製品の生産から販売におけるリユースやリサイクルの取り組みを強化する
- リユース容器を活用する

## 行政

- 「4R」やごみに関する情報を提供する
- 「大分エコライフプラザ」の機能を強化する
- 「3きり運動」を推進する      ○関係機関と連携し食品ロスの削減を図る
- 生ごみ処理機器等の使用を促進する      ○懇談会を開催する
- ごみ環境教育を充実させ、自主的な環境学習の取り組みを支援する
- 事業者への指導の徹底・強化を図る      ○大規模事業所のごみ減量を推進する
- エコショップ認定事業を推進する      ○公共施設からの資源物回収をさらに図る
- 不用品の再使用・再利用の活動支援を行う
- 古着等拠点回収と自転車・家具等の回収を拡充する
- リユース容器を活用する      ○有価物集団回収運動を促進する
- 資源物の持ち去りの対策を行う      ○グリーン購入等を推進する
- 拠点回収(回収品目・方法等)の充実を図る
- 分別の徹底等に向けた啓発活動を強化する
- 家庭ごみ有料化制度の周知徹底を図る



## 第2項 基本目標1に係る施策の体系

基本目標1に係る施策の体系は、以下に示すとおりです。

### 基本目標1

#### 一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち

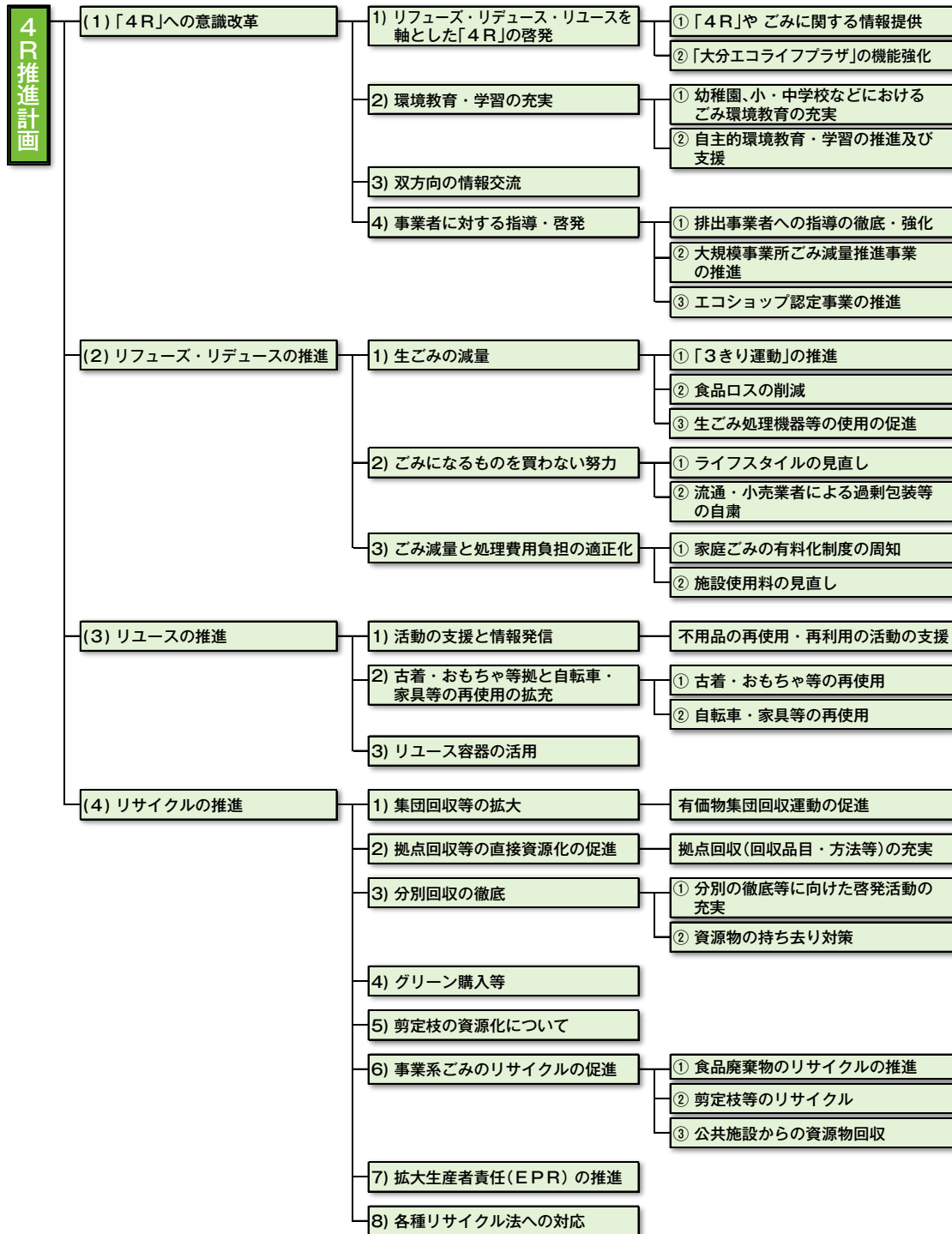


図3-3-1 基本目標1に係る施策の体系図

## 第4節 基本目標2における個別計画

## 基本目標2

環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち



## 第1項 収集運搬計画

## 1. 収集運搬計画の目標

本市におけるごみの収集運搬の現状は、家庭ごみについては、大分地区は直営収集と民間委託収集の併用、佐賀関地区と野津原地区は民間委託収集となっており、事業系ごみについては、事業者による自己処理となっています。

ここでは、家庭ごみ・事業系ごみについての収集運搬計画を示します。

将来のごみの量や分別の多様化に対応できる効率的な収集運搬体制を整備するとともに、市民のニーズに対応でき、かつ、市民の協力が得られ信頼される収集運搬体制を目指します。また、収集運搬を計画的に推進するため、家庭ごみの収集運搬計画量を次のとおり設定します。

表3-4-1 家庭ごみ収集運搬計画量 (単位：t)

区 分	年 度	2018(H30) 【実績】	2020(R2)	2024(R6)	2029(R11)
収集量(家庭ごみ)		107,038	105,750	102,473	98,402
燃やせるごみ		82,320	81,064	78,552	75,412
燃やせないごみ		5,048	4,957	4,775	4,548
資源物		19,670	19,729	19,146	18,442
缶・びん		3,980	3,992	3,874	3,732
ペットボトル		1,516	1,521	1,476	1,421
資源プラ		3,252	3,262	3,165	3,049
古紙・布類		10,685	10,717	10,400	10,018
蛍光管等		237	238	231	222

(注1) 大型・一時的多量ごみは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に含まれています。

## 2. 目標達成に向けた基本方針

将来のごみの量や分別の多様化等を想定し、安定した収集サービスを提供するため効率的な収集運搬体制を整備していくとともに、生活介助を要する市民への収集支援などの市民ニーズに対応できるシステムの構築が求められています。

廃棄物を適正に処理していくための、排出マナーの啓発やごみステーションの環境美化に向けた取り組みも重要です。

このようなことから、基本目標に掲げる「環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち」の達成に向け、次の2点を基本方針とし、取り組みます。

- ◆ 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化
- ◆ 市民のニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備

## 3. 目標達成に向けた具体的施策の展開

### 1) 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化

#### ① 排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開

排出ルールの徹底や排出マナーの向上のため、市報やホームページなどの広報媒体を活用した啓発をはじめ、地域でのビデオ等を用いた啓発活動を展開します。

また、改善の見られないごみステーションを中心に、自治会長やクリーン推進員と連携を図りながら、ごみステーションにおける適正な排出指導及びごみステーションの改修などを推進します。

#### ② 安全で適正な排出に向けた指導啓発の展開

不適正な排出方法が原因と思われる、ごみ収集車両や清掃工場の火災を防止するため、安全で適正な排出方法について、継続的で実効性のある指導啓発活動を展開します。

#### ③ 収集運搬許可業者への指導の強化

一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して、廃棄物の減量及び適正処理を行うために、廃棄物処理法、条例、規則等の関係法令を遵守するよう指導を強化します。

また、違反行為を繰り返す許可業者に対しては、罰則を適用します。

#### ④ 無許可業者への指導の強化

事業系一般廃棄物の収集運搬業については、市長の許可が必要であることから、無許可で収集運搬業を行っている業者に対しての指導を強化します。

#### ⑤ 越境ごみ阻止の強化

許可業者への指導はもとより、近隣の市町村との連携を図ることにより、越境ごみの流入・流出を阻止します。



## 2) 市民のニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備

### ① ごみステーションの環境美化促進

正しいごみの出し方や適正な収集作業がなされているか、各ごみステーションの状況把握に向け、清掃指導員が定期的に巡視を行います。その巡視結果をもとに、排出マナーの向上に向けた排出者への指導や収集のあり方に対する業者指導、ごみステーション改善に向けた自治会等との協議を進めるなど、ごみステーションの環境美化促進を図ります。また、要望の多い集合住宅のごみステーション対策を進めます。

### ② 委託業務の遂行に向けた指導育成

確実な即日収集と、ごみステーションの環境維持に向けた市民との信頼関係が構築されるよう、委託業者の指導育成に努めます。

### ③ 生活介助を要する市民への収集支援体制の構築

超高齢社会の到来により、生活介助を要する高齢者が多くなってくることが予想されるため、実態把握や他都市の実施状況の調査を行いながら、生活介助を要する市民への支援体制のあり方について福祉関係者等と協議を進めます。

### ④ 在宅医療廃棄物の排出方法の徹底

感染性の高い廃棄物の医療機関での回収と、排出者に対する排出方法の周知徹底を図ります。



## 第2項 中間処理・最終処分計画

### 1. 計画の目標

現在、ごみの処理施設として、清掃工場2施設、資源化施設1施設、最終処分施設として、埋立場3施設を有しています。ここでは、再資源化の推進による最終処分量の一層の削減と最終処分場の延命化を目指す計画を示します。

#### 1) 中間処理計画の目標

将来のごみ量の変化に対応できる安定した処理体制の整備を目指します。また、中間処理を計画的に推進するため、次のとおり計画処理量を設定します。

表3-4-2 計画処理量（大分市分）

（単位：t）

区 分	年 度	2018(H30) 【実績】	2020(R2)	2024(R6)	2029(R11)
可燃物・不燃物処理量		140,483	138,410	134,319	129,205
可燃物処理量		134,234	132,293	128,411	123,559
不燃物処理量		6,249	6,117	5,908	5,646
焼却量		116,798	115,095	111,709	107,476
可燃物焼却量		114,831	113,170	109,850	105,699
破碎後焼却量		1,967	1,925	1,859	1,777
埋立量		12,272	11,546	10,166	8,529
焼却後埋立量		9,377	8,712	7,429	5,913
直接埋立量		774	758	732	700
破碎後埋立量		2,121	2,076	2,005	1,916
再資源化処理量		11,413	11,769	12,444	13,200
焼却後再資源化量		10,026	10,411	11,132	11,947
破碎後再資源化量		1,066	1,044	1,008	963
剪定枝等		321	314	304	290

表3-4-3 計画中間処理量（大分市分）

（単位：t）

区 分	年 度	2018(H30) 【実績】	2020(R2)	2024(R6)	2029(R11)
可燃物処理量		134,234	132,293	128,411	123,559
不燃物処理量		6,249	6,117	5,908	5,646

## 2) 最終処分計画の目標

安定かつ適正な最終処分を行うことにより、環境への影響を防止することを目標とします。  
また、最終処分場の延命化を図るため、次のとおり最終処分量の削減目標を設定します。  
なお、最終処分量の削減目標は、広域を除く大分市分の最終処分量より算定します。

表3-4-4 計画最終処分量（大分市分）

（単位：t）

区 分	年 度	2018(H30) 【実績】	2020(R2)	2024(R6)	2029(R11)
埋立量		12,272	11,546	10,166	8,529
焼却後埋立量		9,377	8,712	7,429	5,913
直接埋立量		774	758	732	700
破碎後埋立量		2,121	2,076	2,005	1,916

### 2. 目標達成に向けた基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、ごみの減量化の努力をするとともに、一方では、本市の人口動態に伴うごみ量の変化等を想定し、都市の経済活動の基盤をなす中間処理施設としてのごみ処理施設を計画的かつ効率的に整備し、安定的かつ安心して処理できる体制を整備することが重要です。また、焼却残渣の再資源化等、今後の技術の発展を精査しながら、焼却処理後の最終処分量をなくすシステムを導入できる施設の整備や、環境への負荷を少なくする施設の整備を図ることが求められています。

また、最終処分場の新設等は、用地選定から環境影響調査や用地買収、住民同意の取得、整備計画などの手続きを経て、建設工事着手から完成までに長期間を要することから、既存処分場をできるだけ長く使用し、延命化を図る必要があります。

したがって、基本目標である「環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち」の達成に向け、次の3点を基本方針として取り組みます。

- ◆ 安定した中間処理体制の確保
- ◆ 再資源化処理の推進
- ◆ 最終処分場の延命化

### 3. 目標達成に向けた具体的施策の展開

#### 1) 安定した中間処理体制の確保

##### ① 中間処理施設の計画的な整備

各工場の定期点検整備等により、ごみ処理施設の適正かつ安定した管理と運営に努めるとともに、既存施設の老朽化と耐用年数等を慎重に判断するなかで、一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づく新施設の計画的な施設整備に努めます。

- ・清掃工場については、ごみの排出量に対応した適切な運転を行います。
- ・清掃工場を更新する際は1工場体制での施設整備を行います。

##### ② 新環境センターの建設方針

新環境センターは、広域的な処理を行うこととし、以下の5つの方針を基本とします。

- ・安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設
- ・資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進する施設
- ・災害に強く、防災対策機能を備えた施設
- ・市民に開かれた施設
- ・経済性に優れた施設

##### ③ 広域市との連携

一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づき、燃やせるごみ等の広域処理と併せて、施設の適

正な配置や収集体制等の協議を行います。

## 2) 再資源化処理の推進

### ① 焼却残渣の再資源化

佐野清掃センターから排出される飛灰について、引き続き、全量再資源化を行います。

福宗環境センター清掃工場から排出される焼却灰について、再資源化量の増加に努めます。

### ② 不燃物の再資源化

リサイクルプラザで破碎・選別処理したアルミやスチールなどの破碎後不燃物の再資源化の推進に努めます。

## 3) 最終処分場の延命化

### 最終処分量の減量化等

新たな最終処分場の整備については、環境汚染等への不安などから、全国的にみても住民同意や用地確保などが困難な状況です。そこで、現在の処分量をできるだけ減量化し、既存処分場の延命化を図る必要があります。

そのため、4Rのより一層の推進による中間処理量の減量化、金属類等の有価物回収の徹底、民間処理場の活用(一般廃棄物処理施設の設置許可など)について検討し、有効な方法を実施していきます。



## 第3項 関連するその他の取り組み

ここでは、衛生的で安全・快適な生活環境の保全とごみ処理の効果的で円滑な推進に係るその他の施策について示します。

### 1) 不適正処理防止対策の推進

#### ① 啓発活動の推進

不法投棄をなくすためには、市民・事業者の一人ひとりが不法投棄は犯罪であり、良好な生活環境を保全していくためにも、絶対に許されない行為であることを強く認識することが必要です。

そのため、6月の「環境月間」や11月の「不法投棄防止月間」などにおける啓発活動を進めます。

#### ② 自治会長・クリーン推進員との連携強化

自治会長・クリーン推進員との連携を図るなか、不法投棄は絶対許さないという地域住民相互の意識を高め監視の目を強めていくとともに、立て看板の設置や移動式監視カメラの設置、土地管理者へ防護柵の設置依頼等、地域に即した具体的な防止対策を進めます。

#### ③ 大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会との連携強化

大分市、警察署、県土木事務所、県産業資源循環協会、県環境保全協議会からなる「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」を定期的に開催し、情報交換や、それぞれの立場からの不法投棄防止について協議を進めます。

#### ④ 不法投棄監視体制の強化

不法投棄の未然防止及び早期発見のため、不法投棄パトロールの強化、監視カメラの設置及び日本郵便株式会社との不法投棄防止に関する協定に基づく連携を強化するなど、監視体制の強化を図ります。

#### ⑤ 不法投棄廃棄物への対応

不法投棄を発見した場合、原因者を特定し、原状回復の指導に努めるとともに、悪質な行為に対しては、警察などの関係機関と連携し、告発も視野に入れた厳しい対応を行います。

原因者が判明せず、水質汚濁など市民の生活環境の保全上支障が生ずる恐れがある場合は、土地の管理者や排出者に対して必要な措置を命じ、必要に応じて行政代執行により撤去します。

また、土地の管理者には、看板設置などの不法投棄を防ぐ措置を講ずるよう指導します。

#### ⑥ 搬入禁止物に対する指導の強化

機密文書等を除くリサイクル可能な紙類は、2005(平成17)年8月から搬入禁止としており、2007(平成19)年4月からは機密文書についても搬入禁止としました。

また、事業所から排出される一般廃棄物と併せて受け入れをしてきた一部の産業廃棄物(あわせ産業廃棄物)の搬入についても、2007(平成19)年4月から禁止としました。

しかしながら、搬入されるごみの中には搬入禁止物が多く見受けられることから、適切な

ごみの受け入れを行なうために、搬入ごみの検査・指導を強化していきます。

### ⑦ 野外焼却の防止

野外焼却の防止と廃棄物の適正処理に関する普及啓発を進めるとともに、監視や指導の充実を図ります。

また、「焼却禁止の例外」による焼却であっても、ダイオキシン類などの有害物質が発生するおそれや、焼却に伴う煙や悪臭が苦情の原因となることから、焼却の自粛について市民や事業者の理解を求めます。

## 2) 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正な処理を推進するためには、産業廃棄物の排出抑制及び減量化、再資源化を促進することで、最終処分量の削減を図るとともに、産業廃棄物の量と質に応じて、産業廃棄物処理施設を安定的に確保していく必要があります。

また、産業廃棄物や産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を除去するためには、監視指導等による産業廃棄物の適正な処理の確保が必要不可欠です。

そのため、「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」に基づき、市民の生活環境を保全するとともに循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物の減量化、再資源化の促進と適正処理の確保に関する施策を推進します。

## 3) 災害廃棄物対策

災害廃棄物については、別途、策定した「大分市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正に対応します。

この計画は、大分市において今後発生が予想される地震災害、水害及びその他の自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに災害廃棄物(避難所ごみ等を含む)の処理を迅速かつ適正に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項等を整理したもので、各主体の役割は、図3-4-1に示すとおりです。



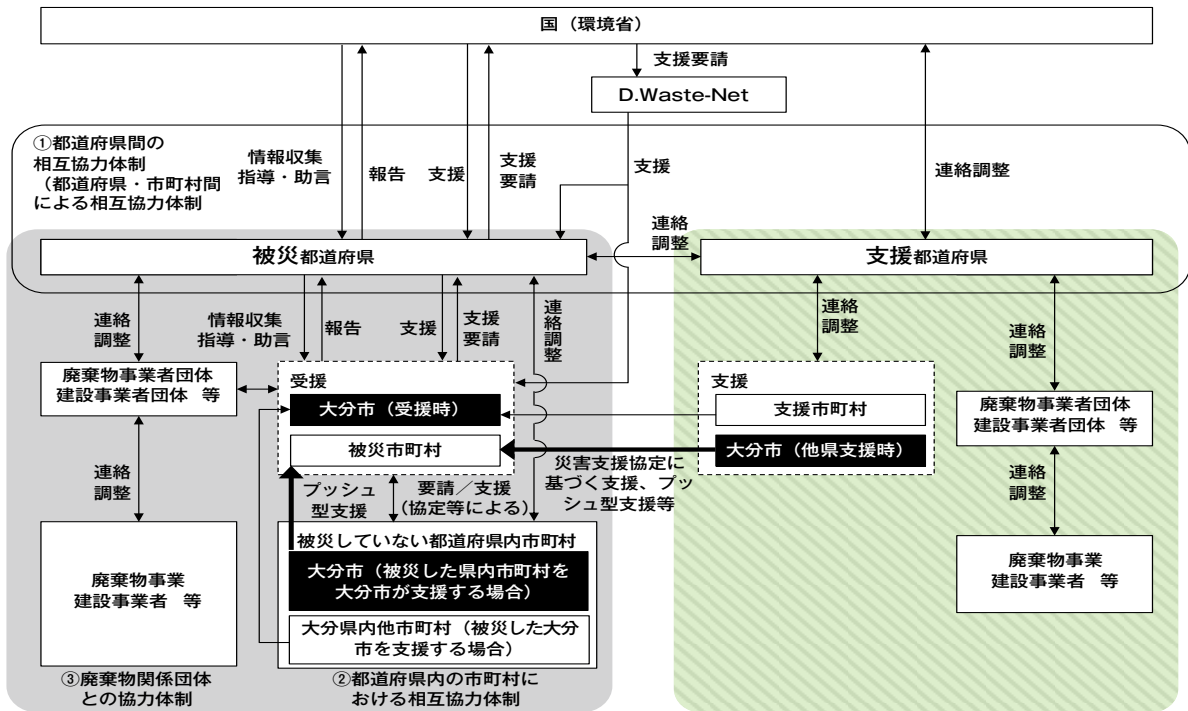


図3-4-1 各主体の役割

#### 4) 広域処理体制の確立

##### ① ごみ処理広域化に伴うごみ搬入基準の調整

第2次大分県廃棄物処理計画に基づき、大分市・由布市・臼杵市・竹田市による可燃物処理施設として、福宗環境センター清掃工場と佐野清掃センター清掃工場が稼動しており、搬入基準の見直しの際は、ごみ減量・リサイクルについても統一的な取り組みができるよう協議を進めます。

また、新環境センターの整備にあたっては、津久見市と豊後大野市を加えた6市において広域処理を行うこととしており、今後、ごみ分別の方法や搬入基準の統一的な実施に向けて協議を進めます。

##### ② 効果的な広域処理の調査・分析

ごみの発生抑制や減量化、リサイクルの観点から、ごみの種類、性状、量及び処理方法、さらに、ごみの分別内容や収集運搬方法を含めた内容について広域処理の必要性、問題点、事業効果等の調査・分析を進めます。

#### 5) 日本一きれいなまちづくりの推進

日本一きれいなまちを目指して、「きれいにしょうえおおいた推進事業」を実施するとともに、「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、市民、事業者と行政が一体となった清潔で美しいまちづくりを推進しています。

今後も引き続き、市民や事業者がボランティアで行う清掃活動やポイ捨て防止、不法投棄監視パトロール活動等の「きれいにしょうえおおいた推進事業」が、効果的で実行性のある取り組みとなるよう支援を行います。



## 第4項 基本目標2に係る施策の体系

基本目標2に係る施策の体系は、以下に示すとおりです。

### 基本目標2

環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち

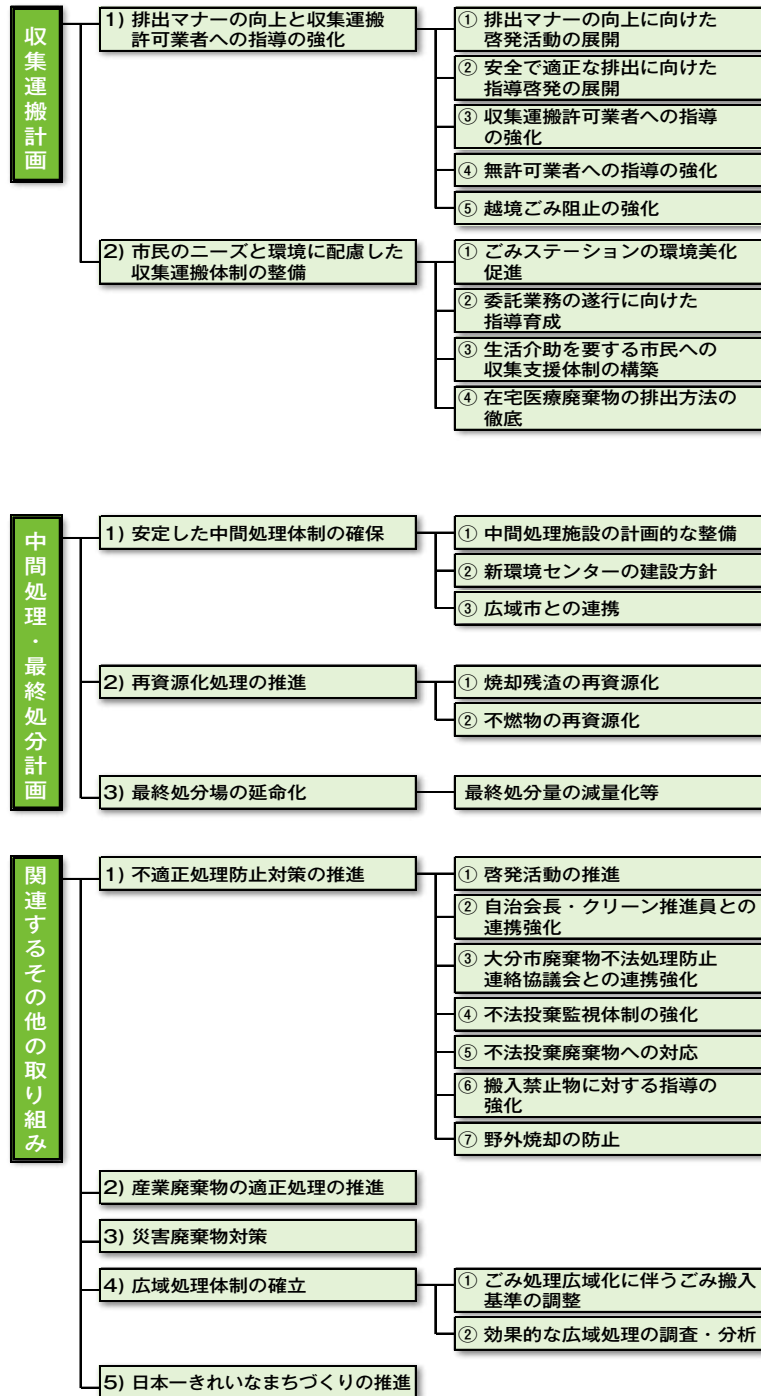


図3-4-2 基本目標2に係る施策の体系図